

## 新型コロナウイルス地域蔓延状態における現場対応の Q & A

日本産科婦人科学会理事長 木村 正

日本産婦人科医会会長 木下勝之

日本産婦人科感染症学会理事長 山田秀人

先に医療機関向けの情報発信をいたしているところですが、COVID-19 に対する PCR 検査保険適用などが報道され蔓延期対応策を考えねばならない新しい局面に入ってまいりました。医療機関としての基本的な対応策は日本環境感染学会が

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について」

([http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content\\_id=328](http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=328))

というホームページを作られ、適宜更新されておりますのでこちらをご参照ください。実際に外来で遭遇する可能性がある局面について QA 形式でまとめてみました。何らかの参考にしていただければ幸いです。

**Q：外来で妊婦健診をしていた妊婦が他の医療機関で新型コロナウイルス陽性と診断された、と連絡が入ったらどうしたらよいですか？**

A：患者発生については指定感染症なので診断した医療機関が保健所へ連絡しなければなりません。医療者の濃厚接触者の定義や健康状態観察として自宅待機をしなければならない方の定義を日本環境感染学会が出しています。

([http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19\\_taioguide2.pdf](http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide2.pdf))

保健所から対応した医療者および患者の周囲の濃厚接触者等についての感染予防措置についての具体的な指示を受けてください。その患者さんの今後の健診や分娩に関しても地域保健所を通じて地域の感染症指定病院の産婦人科と相談してください。

**Q：外来で妊婦健診をしていた妊婦が新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者として自宅待機・健康状態観察を指示されました。どうしたらよいですか？**

A：当該期間の妊婦健診を出来ることなら延期してください。特に妊娠後半の妊婦健診の最も大切な情報は血圧なので自宅血圧測定を奨励し、一定の数値（135/85、140/90mmHg など施設により考え方による。）を超えた場合は電話連絡をしてもらうように指導してください。自院で診察する場合は、他の患者さんや医療スタッフへの感染を防ぐために感染者に準じた対応とし、医療者はサージカルマスク・ガウン・手袋などの个人防护をお願いします。

また、一般外来と受診時間をずらして、他の患者さんと重ならないような配慮のうえ、診察後の換気と消毒をお願いします。地域の保健所に相談し、収容の余力がある場合には感染症指定病院にある産婦人科への紹介も検討してください。

**Q：PCR 検査が保険適用となり、妊婦健診で通院中の患者から心配なので検査をしてほしい、と言われました。どうしたらいいですか？**

A：検査の適応は症状や既往など診察した医師の総合的判断によりますので「ご本人の心配」だけでは検査の適応になりません。また、本人希望の場合には全額自費になります。現状では、PCR 検体の採取は指定医療機関しかできず、そのような病院にはコロナウイルスに感染した患者さんが多く来られますので、未感染者に感染のリスクを生じます。検査のアクセス基準が緩い国では検査を希望して患者さんが医療機関に殺到し、逆に感染を増やした可能性が指摘されていますので、心配というだけで受診するのはやめた方がよいとご説明ください。

(3月9日記載)